

[事案 2022-324] 年金増額請求

・令和5年6月9日 裁定終了

<事案の概要>

基本年金額の増額を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成5年に契約した年金保険について、令和4年8月に基本年金額を増額しようとしたところ保険会社に拒否された。しかし、以下等の理由により、基本年金額の増額手続をしてほしい。

- (1) ご契約のしおりには、「年金支払開始時に、当社の定めるところにより、新たに金銭を振り込むことにより、年金額を増額することができます」と記載されている。
- (2) 保険会社は、23年も前に基本年金額の増額の取扱いを停止していると主張しているが、それであれば、取扱いを停止していることを契約者に通知するべきである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 基本年金額の増額については、被保険者の同意だけではなく当社の承諾を前提としている。
- (2) 契約締結当時の高い利率で基本年金額の増額を承諾することは、会社の健全な業務運営に影響を及ぼす事態になりかねず、基本年金額増額の承諾をしないということは当社の裁量の範囲内である。
- (3) 基本年金額の増額が当社の承諾を前提にしている以上、取扱いを停止していることの通知の有無についても、当社が選択できるものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、基本年金額の増額は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。